

平成25年度松山市市民後見人養成講座（基礎／実務編）開催要領

1. 目的 この講座は、認知症高齢者や地域で生活する障がい者が増加する中、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを目指し、判断能力が不十分な人の権利と財産を保護する「成年後見制度」や「市民後見制度」等を周知・啓発するとともに、その担い手として、地域住民の視点で地域福祉に貢献する「市民後見人」を養成することを目的とする。

（松山市における市民後見人）

松山市では、平成23年度より松山市社会福祉協議会（以下、市社協）が「市民後見推進事業（国庫補助事業）」を市より受託し市民後見人養成講座等の事業を実施しております。

なお、市民後見人となるためには、当講座受講対象者で市民後見人として活動を希望する人であるとともに、本講座（基礎／実務編）の全課程を修了後、市社協の面接を受け、適任者については市社協事業「法人成年後見事業」での実務及びスキルアップ研修を受講していただきます。

この実績等を踏まえ、松山市が「市民後見人候補者」として松山家庭裁判所に推薦することとしております。

2. 内容および日程 別紙のとおり

3. 場所 松山市総合福祉センター 5階 中会議室
5階 母子児童交流室

※体験実習は各施設（市内）

4. 受講対象者
- (1) 成年後見制度及び市民後見制度などの知識を習得したい人（受講要件）
 - ① 年齢が25歳以上の方
 - ② 松山市に在住している方
 - ③ 当該研修のすべてに参加することができる見込みがある方

 - (2) 市民後見人として活動を希望する人（受講要件）
 - ① 年齢が25歳以上の方
 - ② 松山市に在住している方
 - ③ 高齢者や障がい者等の成年後見制度に理解がある方
 - ④ 当該研修のすべてに参加することができる見込みがある方
 - ⑤ バイク又は自動車の運転免許を有する方
 - ⑥ 会社等に常勤していない人

⑦福祉施設の勤務等で利益相反とならない人

⑧次のア.イ.ウ.いずれにも該当しない方

ア. 民法第 847 条の欠格事由に該当する方

(※後見人等になれない理由者)

次に掲げる者は、後見人となることができない。

① 未成年者

② 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人

③ 破産者

イ. 民法第 20 条に規定する制限行為能力者

(※判断能力が不十分な方)

未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人の行為能力に制限を受ける方。

ウ. 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 1 項の規定により被成年後見人と認められる方及び同条第 2 項の規定により被保佐人とみなされる方。

(※旧法で被成年後見人及び被保佐人とみなされる方)

(禁治産及び準禁治産の宣告等に関する経過措置)

旧法の規定による禁治産の宣告は新法の規定による後見開始の審判と、当該禁治産の宣告を受けた禁治産者並びにその後見人及び後見監督人は当該後見開始の審判を受けた成年被後見人並びにその成年後見人及び成年後見監督人とみなす。

5. 定 員 20 名（応募多数の場合は、「市民後見人として活動を希望する人」を優先し、その他は抽選となります。）

6. 受 講 料 テキスト代 5,712 円（市民後見人養成講座 1～3）発行：民事法研究会
なお、別途研修に係る交通費や昼食代は各自ご負担ください。

7. 応 募 方 法 開催要領をご確認のうえ、別紙参加申込書に必要事項をご記入の上、
平成 26 年 1 月 20 日（月）までに直接または郵送、FAXにて下記、
申込先へ申込みください。

8. 申 込 先 〒790-0808 松山市若草町 8-2
及 び 社会福祉法人 松山市社会福祉協議会 地域福祉課 権利擁護担当
問 合 先 市民後見人養成講座 係
TEL：(089) 913-9046
FAX：(089) 941-4408

市民後見人養成講座(基礎編)

開催日	単位	時間(分)	内容	講師
1/31 (金)	2	10:00~12:00	平成25年度成年後見制度啓発事業研修会 「成年後見制度と市民後見人について～認知症高齢者や知的・精神障がい者を守るために～」 ※成年後見制度概論	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 理事 梶田 美穂 氏
	2.5	13:30~16:00	高齢者・障がい者の権利擁護 「成年後見に必要な人権の基礎知識」及び「日本国憲法が保障する人権一覽」	聖カタリナ大学 人間健康福祉学部 教授 山本 克司 氏
2/7 (金)	1.5	9:00~10:30	成年後見制度概論(法律行為・契約・代理等) ※民法等の法律に基づく成年後見制度の仕組みと成年後見人の職務概要	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートえひめ支部 司法書士 末光 祐一 氏
	1.5	10:40~12:10	精神障がい者の理解および支援について ～現場の関わりから～	一般社団法人 愛媛県精神保健福祉士協会 岡本 紀子 氏
	2	13:30~15:30	認知症高齢者の理解および支援について ～現場の関わりから～(認知症サポーター養成講座)	社団法人認知症の人と家族の会 愛媛県支部 代表 門屋 征洋 氏
2/14 (金)	1.5	9:00~10:30	知的障がい者の理解および支援について ～現場の関わりから～	松山市地域南部相談支援センター 相談支援専門員 今村 高博 氏
	1.5	10:40~12:10	生活保護制度について	松山市生活福祉課
	1.5	13:30~15:00	障がい者(福祉)施策について ※障害者自立支援法(福祉サービス)、障害者虐待防止法	松山市障がい福祉課
2/21 (金)	2	9:00~11:00	成年後見人に必要とされる民法等の法的基礎知識 ※「民事上」「権利能力」「意思能力」等、民事上の基礎的な法律用語の意味等について	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートえひめ支部 司法書士 末光 祐一 氏
	1	11:10~12:10	家庭裁判所の役割	松山家庭裁判所 家庭裁判所調査官 一色 純子 氏
	2.5	13:30~16:00	市民後見人の今後の課題	愛媛大学法文学部 法文学部長 宮崎 幹朗 氏
2/28 (金)	1.5	9:00~10:30	介護保険・高齢者(福祉)施策について ※介護保険制度、高齢者虐待防止法	松山市介護保険課
	1.5	10:40~12:10	リスク管理、個人情報の保護	弁護士 野垣 康之 氏
	22.5			

開催日	単位	時間(分)	内容	講師
2月中旬 ～ 3月初旬			体験実習(高齢者・知的、精神障がい者)※3ヶ所	各施設等(担当者)

開催日	単位	時間(分)	内容	講師
2/28 (金)	1	13:00~14:00	成年後見実務の基本的視点	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートえひめ支部 支部長 泉川 孝三 氏
	3	14:00~17:00	財産管理と身上監護1(GW)	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートえひめ支部 司法書士 木原 道雄 氏
3/7 (金)	3	9:00~12:00	財産管理と身上監護2(GW)	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートえひめ支部 司法書士 木原 道雄 氏
	3	13:00~16:00	現場における人権(GW)	愛媛県社会福祉士会 村口 毅 氏
	10			

平成25年度成年後見制度啓発事業研修会
— 高齢者や障がい者が安心して地域で暮らすために —

1. 目的 少子・高齢化社会の進展等を背景に、認知症高齢者や知的・精神障がい者が増加しており、判断能力の低下・喪失した成年者の権利擁護を目的に成年後見制度の利用ニーズが高まるとともに、身近な地域で成年後見活動を行う市民後見人の養成・活用が求められております。

こうした状況を踏まえ、成年後見制度や市民後見制度を幅広く啓発することにより、市民や福祉関係者等への理解と協力を得るとともに、松山市が取り組んでいる市民後見人の養成を促進し、認知症高齢者等社会的弱者が安心して暮らすことができる地域づくりにつなげることを目的としています。

2. 日時 平成25年1月31日（金）10:00～12:00

3. 場所 松山市総合福祉センター 5階 中会議室（松山市若草町8-2）

4. 内容 演題「成年後見制度と市民後見人について

～認知症高齢者や知的・精神障がい者を守るために～

講師 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

理事 梶 田 美 穂 氏

5. 対象者 80名（応募多数の場合は抽選となります。）

・一般市民

〔高齢者や障がい者のサービス事業所及び施設等の職員
民生委員・児童委員 ・地区社協関係者 など〕

6. 参加費 無料

7. 申込み方法

別紙参加申込書に住所・氏名・所属団体等をご記入の上、1月20日（月）までに直接または郵送・FAXにて申込み下さい。

8. 申込み先及び問合せ先

〒790-0808 松山市若草町8-2

社会福祉法人松山市社会福祉協議会

地域福祉課 権利擁護担当

「成年後見制度啓発事業研修会」係

TEL. (089) 913-9046

FAX. (089) 941-4408

平成25年度成年後見制度啓発事業研修会（参加申込書）

※直接または郵送、FAXにてお申し込みください。（FAX:089-941-4408）

氏名	(男・女)	TEL	
		FAX	
年齢	歳		
住所	〒		
職業			
所属団体			

※ご記入いただいた個人情報は、松山市社会福祉協議会が厳重に管理し、平成25年度成年後見制度啓発事業研修会にのみ利用し、他の用途に使用しません。

<申込先>

〒790-0808 松山市若草町8-2
社会福祉法人松山市社会福祉協議会
地域福祉課 権利擁護担当
「成年後見制度啓発事業研修会」係
TEL. (089) 913-9046
FAX. (089) 941-4408

平成25年度法人成年後見事業従事員フォローアップ研修会（開催要領）

1. 目的 平成23、24年度に開催した松山市市民後見人養成講座を受講し修了した方の内、当協議会が実施する法人成年後見事業の実務をしている従事員を対象にフォローアップ研修会（市民後見人の実務）を開催し、更なる実務向上を図ることを目的とする。
2. 日時 下記のとおり
3. 場所 松山市総合福祉センター 4階 ボランティア研修室
4. 対象者 法人成年後見事業従事員 6名
5. 講師 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートえひめ支部
6. 内容 下記のとおり

NO	日	時	テーマ	内 容
1	1/8 (水)	10:00~12:00	市民後見人の実務	成年後見実務の基本的視点
2	1/15 (水)	10:00~12:00	市民後見人の実務	市民後見人の実務 1（財産管理）
3	1/22 (水)	10:00~12:00	市民後見人の実務	市民後見人の実務 2（身上監護）
4	1/29 (水)	10:00~12:00	市民後見人の実務	市民後見人の実務 3 ※審判手続きと就任時の実務、家庭裁判所への報告
5	2/5 (水)	10:00~12:00	市民後見人の実務	市民後見人の実務 4 ※後見終了時の実務